

# 平成 30 年度救急業務のあり方に関する検討会（第 1 回） 議 事 次 第

日 時：平成 30 年 7 月 13 日（金） 14 時 00 分 ～ 16 時 00 分  
場 所：フクラシア丸の内オアゾ A 会議室

1. 開 会
2. 挨拶（小倉総務大臣政務官）
3. 委 員 紹 介
4. 座 長 選 出
5. 議 事
  - （1）今年度の検討の進め方
  - （2）その他
6. 閉 会

## 【配布資料】

- ・ 次第、座席表
- ・ 平成 30 年度救急業務のあり方に関する検討会開催要綱
- ・ 平成 30 年度救急業務のあり方に関する検討会委員名簿
- ・ 平成 30 年度救急業務のあり方に関する検討会  
～第 1 回資料：今年度の検討の進め方～
  - 資料 1 傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施
  - 資料 2 救急活動時間延伸の要因分析
  - 資料 3 7119（救急安心センター事業）の充実
  - 資料 4 緊急度判定の実施
  - 資料 5 救急隊の感染防止対策
  - 資料 6 救急業務に関するフォローアップ
- ・ 平成 29 年度救急業務のあり方に関する検討会報告書
- ・ 平成 29 年版「救急・救助の現況」

## 救急業務のあり方に関する検討会開催要綱

### (開 催)

第1条 消防庁救急企画室（以下「救急企画室」という。）は、「救急業務のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

### (目 的)

第2条 今後も見込まれる救急需要の増大や救急業務のあり方全般について、必要な研究・検討を行い、救急業務を取り巻く諸課題へ対応することを目的とする。

### (検討会)

第3条 検討会は、次項に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員は、各関係行政機関の職員及び救急業務に関し学識のある者のうちから、消防庁長官が委嘱する。
- 3 検討会には、座長を置く。座長は、委員の互選によって選出する。
- 4 座長は検討会を代表し、会務を総括する。
- 5 座長に事故のあるときは、座長が指定した委員がその職務を代行する。
- 6 検討会には、委員の代理者の出席を認める。

### (検討会公開の原則)

第4条 検討会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、座長が検討会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

### (部会)

第5条 座長は、必要に応じ検討会に部会を置くことができる。

- 2 部会の委員（以下「部会委員」という。）は、各関係行政機関の職員及び救急業務に関し学識のある者のうちから、座長が指名する。
- 3 部会には、部会長を置く。部会長は、部会委員の互選によって選出する。
- 4 部会長は部会を代表し、会務を総括する。
- 5 部会長に事故のあるときは、部会長が指定した部会委員がその職務を代行する。
- 6 部会には、部会委員の代理者の出席を認める。

### (部会公開の原則)

第6条 部会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、部会長が部会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

### (ワーキンググループ)

第7条 座長は、必要に応じ検討会にワーキンググループ（以下、「WG」という。）を置くことができる。

- 2 WGの委員（以下「WG委員」という。）は、各関係行政機関の職員及び救急業

務に関し学識のある者のうちから、座長が指名する。

3 WGには、WG長を置く。WG長は、WG委員のうちから、座長が指名する。

4 WGには、WG委員の代理者の出席を認める。

(委員の任期)

第8条 検討会、部会及びWGの委員の任期は、就任を承諾した日から当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、特に必要があると認められるときは、任期を別日定めることができる。

(運 営)

第9条 検討会、部会及びWGの運営は、救急企画室が行う。

(部会及びWGの設置に関する特例)

第10条 消防庁長官は、座長が不在の場合において、第3条第3項の規定に基づき座長を選出するいとまがなく、かつ、直ちに検討を必要とする事項があると認めるときは、第5条第1項又は第7条第1項の規定にかかわらず、部会又はWGを置くことができる。

2 前項の部会又はWGの委員は、第5条第2項又は第7条第2項の規定にかかわらず、各関係行政機関の職員及び救急業務に関し学識のある者のうちから、消防庁長官が指名する。

3 第1項のWGのWG長は、第7条第3項の規定にかかわらず、当該WGの委員のうちから、消防庁長官が指名する。

(委 任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討会、部会及びWGの運営に関する必要事項は、座長が定める。

2 前項の規定にかかわらず、座長が不在の間は、前条の規定により設置した部会又はWGの運営に関する必要事項は、消防庁長官が定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月21日から施行する。

## 平成 30 年度救急業務のあり方に関する検討会委員名簿

(五十音順)

- 浅 利 靖 (北里大学医学部救命救急医学教授)
- 阿 部 和 彦 (仙台市消防局警防部救急担当部長)
- 阿 真 京 子 (一般社団法人 知ろう小児医療守ろう子ども達の会代表)
- 有 賀 徹 (独立行政法人 労働者健康安全機構理事長)
- 岩 田 太 (上智大学法学部教授)
- 坂 本 哲 也 (帝京大学医学部救急医学講座主任教授)
- 島 崎 修 次 (国土舘大学防災・救急救助総合研究所長)
- 新 海 利 之 (岐阜県危機管理部消防課長)
- 武 井 裕 之 (埼玉県保健医療部医療整備課長)
- 田 邊 晴 山 (救急救命東京研修所教授)
- 長 島 公 之 (日本医師会常任理事)
- 樋 口 範 雄 (武蔵野大学法学部特任教授)
- 松 村 賢 一 (高槻市消防本部警防救急課長)
- 間 藤 卓 (自治医科大学救急医学教室教授)
- 森 住 敏 光 (東京消防庁救急部長)
- 山 口 芳 裕 (杏林大学医学部救急医学教授)
- 山 本 保 博 (一般財団法人 救急振興財団会長)
- 行 岡 哲 男 (学校法人 東京医科大学常務理事)
- 横 田 順一朗 (地方独立行政法人 堺市立病院機構副理事長)
- 横 田 裕 行 (日本医科大学大学院医学研究科外科系救急医学分野教授)

(オブザーバー)

- 佐々木 健 (厚生労働省医政局地域医療計画課長)